組合確認欄

令和　　年　　月　　日

報告者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞
電 話 番 号

協　議　録

許可市町名	
件名	一般廃棄物収集運搬業の許可(新規・更新)に関する廃棄物の受入先の協議
協議年月日	令和　　年　　月　　日(　　曜日)　　時　　分頃
協議場所	東金市外三市町清掃組合　　階
協議者	受入先　東金市外三市町清掃組合　担当　廃棄物受付係
	事業者 住　　所 名　　称 担当者氏名　　㊞ 電話番号
配布資料	(1)収集許可業者のごみ搬入に関する注意事項(Ⅳ)、(Ⅳ)―② (2)ごみ収集車の搬入マニュアル
協議結果	組合との協議事項を遵守することを条件に一般廃棄物（事業系については、可燃ごみのみ）の受入れが可能であることを承諾されました。
協議内容	ごみ搬入・受入れについて協議した。(組合からの指導事項) (1) 一般廃棄物のうち、組合で受入れ可能な物のみ搬入可能とする。 なお、事業系ごみについては、可燃ごみ（紙類、厨芥類）のみ受入れ可能とする。また、紙類については品目ごとに分別して搬入すること。 (2)パッカー車は、汚水漏れが発生しないようごみ積載量は、最大積載量の８割までとし、後部ドアは必ず閉めて走行すること。また、ダンプ車は、ごみの飛散が発生しないようシートで覆い搬入すること。 (3)組合指定の「搬入できない物」を一切搬入しないこと。 (4)ごみ搬入は組合指定の「搬入路及び退出路」を通行し、常に安全運転を心掛け速度を落とし走行すること。なお、一般車両等は対面通行であるため注意して走行すること。(一般車両優先を常に心掛けること。) (5)構成市町【東金市、大網白里市、九十九里町、山武市(旧成東町)】の一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、許可区域別に収集運搬を行い、ごみの混載を行わないこと。また、事業系ごみと家庭系ごみについてもごみの混載を行わないこと。 (6)その他、「収集許可業者のごみ搬入に関する注意事項(Ⅳ)、(Ⅳ)―②」「ごみ収集車の搬入マニュアル」を必ず遵守すること。
確認事項	(1)使用予定車両(車体の形状) ①塵芥車(パッカー車)　　②その他(　　) (2)構成市町の一般廃棄物収集運搬業許可の有無 【・東金市・大網白里市・九十九里町・山武市(旧成東町)】
備考	

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

東金市外三市町清掃組合
管理者　鹿間　陸郎　様

住　　所

商号又は名称　　㊞

代表者氏名

私は都合により（ 代理人の氏名　　印 ）を代理人と定め、下記の協議に関する権限を委任いたします。

記

協議名　一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する廃棄物の受入先の協議